

## 舞鶴地方総監部オープンカウンター方式実施要領

### 1 目的

この要領は、舞鶴地方総監部がオープンカウンター方式により実施する物品の調達、役務の提供、その他の契約（以下「物品調達等」という。）の見積合せを行う場合の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 定義

オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式を言い、手続きについては、本要領に定めるほか、一般競争入札の手続きを準用するものとする。

### 3 対象案件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第3号から第5号まで及び第7号に規定する契約のうち、舞鶴地方総監部がオープンカウンター方式によることが適当であると認められるものを対象案件とする。

### 4 実施要領

- (1) 対象案件は、「舞鶴地方総監部オープンカウンター方式要求件名リスト」により、海上自衛隊調達情報、舞鶴地方総監部2庁舎1階掲示板及びその他必要と判断する場所に公表する。
- (2) 前項において公表に付する事項は、調達要求番号、件名、履行期限、見積書提出期限並びにその他の必要事項を記載する。
- (3) 舞鶴地方総監部オープンカウンター方式要求件名リストから見積合わせに参加を希望する者は、参加申し込みを行った上で、仕様書等を受領し、仕様内容等を熟覧又は熟読した上で、提出期限までに見積書を提出する。見積書は原本に限るものとし、FAXやメールでの提出は認めない。
- (4) 同等品による見積書の提出を希望する者は、定められた期日内に同等品の申請を行い、その承認を得るものとする。
- (5) 有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方として決定するものとする。

- (6) 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申し込みをした者が二者以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。ただし、くじ引きに参加することができない者があるときは、これに代わって舞鶴地方総監部の当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。
- (7) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、舞鶴地方総監部が選定した者へ見積もりを依頼することができるものとする。

## 5 参加資格

見積合わせに参加することができる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 予決令第70条の規定に準じて、これに該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。
- (2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。
- (3) 以下の(ア)から(エ)のいずれかの条件を満たすものであること。
- (ア) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、舞鶴地方総監部が求める「資格の種類」のC又はDの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- ただし、当該競争参加資格を有していない者であって、このオープンカウンター方式に参加を希望する者が、見積合わせの前日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該等級に該当した場合は、この限りではない。
- (イ) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）
- (ウ) 本号ウ(ア)又は(イ)に該当しない中小企業者であって、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかを問わない）に対し、直近1年間で1か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者
- (エ) 見積の提出日までの1年間において、舞鶴地方総監部との間で契約を締結した実績がある事業者（本号ウ(ア)の競争参加資格において、A又はBの等級に格付けされている者を除く。）

- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

## 6 無効な見積書

次の各号に該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書
- (2) 件名、金額、氏名、押印等見積書に記載等を必要とする事項を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人物が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (7) 記載する見積書提出期限までに提出されなかった見積書
- (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書